北海道警察旭川方面本部告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和６年３月４日

北海道警察旭川方面本部長　岡　本　茂　樹

１　入札に付す事項

⑴　契約の目的の名称及び数量

旭川方面本部総合庁舎外衛生的環境維持管理業務　一式

⑵　契約の目的の仕様等

衛生的環境維持管理業務処理要領による。

⑶　契約期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

⑷　履行場所　旭川市１条通25丁目487番地６　北海道警察旭川方面本部総合庁舎

旭川市近文町17丁目2699番地の５　旭川運転免許試験場庁舎

旭川市６条通10丁目2231－１　旭川中央警察署庁舎

２　入札に参加する者に必要な資格

令和６年北海道警察旭川方面本部告示第33号に規定する「旭川方面本部総合庁舎外衛生的環境維持管理業務委託契約に関する資格」を有すること。

３　契約条項を示す場所

旭川市１条通25丁目487番地６　北海道警察旭川方面本部会計課

４　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　旭川市１条通25丁目487番地６　北海道警察旭川方面本部総合庁舎３階大会議室

⑵　入札日時　令和６年３月21日（木）午後２時00分（送付による場合は、令和６年３月19日（火）午後５時までに必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　業務処理要領の交付に関する事項

⑴　交付場所　旭川市１条通25丁目487番地６　北海道警察旭川方面本部会計課

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合には、Ａ４判用紙の入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量190グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

⑶　交付期間　令和６年３月４日から令和６年３月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間。

８　郵送等による入札の可否

認める。

９　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求す

ることができない。

11　契約書の作成について

この契約は契約書の作成を要する。

12　その他

⑴　無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道警察旭川方面本部会計課

イ　所 在 地　　郵便番号　078-8511　旭川市１条通25丁目487番地６

ウ　電話番号　　0166-35-0110　内線2243

⑷　前払金

前金払はしない。

⑸　概算払

概算払はしない。

⑹　部分払

部分払はしない。

⑺　郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

⑻　入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑼　入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

⑽　入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

⑾　債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは、当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

⑿　その他

ア　この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

イ　「衛生的環境維持管理業務処理要領」（図面等を含む。）の複写を禁じる。

ウ　「衛生的環境維持管理業務処理要領」については、回収するので入札執行時までに必ず返却すること。